

03

離婚解決事例

CASE 03

価値観の違う妻との離婚

離婚

事案の概要

30代 男性 会社員

相談者は、妻と結婚後ほどなくして、子宝に恵まれました。

しかし、子育ての方針の違いや、家事を十分にしてくれないといった妻の態度に嫌気が差し、妻に対する愛情を失ってしまいました。

相談者は一刻も早く離婚をしたいということで担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

協議離婚での相手方弁護士との交渉がまとまらなかったため、やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

当方は、親権の取得を望んでおらず、とにかく早く妻と離婚したいということが希望でしたので、親権を取得しないこと、**養育費**などの金銭条件についても、相場の基準を上回る金額を提案することで、早期の離婚をしてもらえるよう提案を行いました。

結果的に調停申立から半年足らずで、相談者の希望通り離婚が成立しました。

担当弁護士からひとこと

基本的には、法的な離婚原因（民法770条1項）を主張しづらいケースであったため、裁判になる前の協議・あるいは調停段階で、相手方に離婚に合意してもらうほかないケースでした。

まずは、相談者に別居することをアドバイスし、**婚姻を継続しがたい事情**を作ることから始めました。そのうえで基本的に**婚姻費用（生活費）・養育費**などは、相場の基準を上回る提示を行うことで、相手方に早期の離婚に応じてもらったほうが相手方にとっても得であることを意識した提案を行いました。